

# 更なる保健事業の充実について（報告）

---

## (1) 更なる保健事業の充実について

---

### <検討の経緯>

- 令和4年度の平均保険料率に関する運営委員会及び支部評議会の議論においては、中小企業の経営が厳しい状況にあるとして、平均保険料率の引き下げを求める意見が一部寄せられたものの、昨年度と同様に、中長期的な財政運営の観点等から、10%を維持すべきといった趣旨の意見が多数を占めたところ。
- あわせて、10%の維持はするものの、近年、準備金が積み上がっている状況も踏まえ、加入者や事業主にとって目に見える形で保健事業を充実すべきといった意見が表明された。
- これを受けて、令和3年12月17日の運営委員会では、協会における更なる保健事業の充実に向けた具体案を提示した。
- 以降、数回にわたり運営委員会で議論を行い、そこで出された事業の実施時期の前倒し等の意見を踏まえ、令和4年9月14日の運営委員会において、更なる保健事業の充実についての具体的内容をとりまとめた。

## (2)これまでの運営委員会における「更なる保健事業の充実について」に関する意見の概要

(令和4年3月24日運営委員会)

■ 6年度からの実施ということだが、事業計画の変更など、手続きが許すのであれば、実施期間の前倒しをしていただければありがたい。例えば、令和5年度中での実施が可能かどうか、検討をいただきたい。

事業主も被保険者もコロナの影響を受けており、平均保険料率は10.0%で下がらない状況にある。そんな中で、健診・保健指導で、自己負担または事業主負担の軽減や、対象拡大といった直接的な恩恵を受ければ、多少なりとも納得感に繋がるのではないか。

2年後、財政状況はさらに変化している可能性もあるので、現時点での財政面や手続面での現実的な検証を行いつつ、可能な限り早期実現に向けたご検討をお願いします。

(令和4年7月25日運営委員会)

■ 自己負担率が引き下がることにより、事業者の立場からすると福利厚生にかかる経費が圧縮され、また、自己負担が下がることにより受診勧奨にもつながりやすくなるため、よい取組。ただし、年間250億のコストがかかるため、被保険者と事業主の理解を得るため、健診率増加により医療費削減に貢献できること等しっかり広報してほしい。

■ コロナ第7波の急拡大やウクライナ情勢による原材料やエネルギー資源の高騰などもあり、中小企業の経営は依然厳しく、不安定である。こうした厳しい状況の中で、事業主、被保険者の双方に評価される施策ではないか。大いにPRLし、健診の実施率向上・重症化予防の具体的な成果に結び付けてほしい。財政面についてもしっかり計算して運用していくことが大事。

■ 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減については、指標となる軽減される率を総合健保の組合の負担割合を持ってきていただき、非常に合理的な理解が得られる数字と考える。また、付加健診の対象年齢を5歳刻みで70歳まで引き上げるのは非常にありがたい。ただ、200億円から300億円というコストがあり、そんなに大きなインパクトではないと伺っているが、受診率が上がることで医療費の抑制につながることを期待。その関連を分析できるとよい。

■ 乳がん検診・子宮頸がん検診を特に忙しい人たちがちゃんと受けられるような、そういうプロモーション、PRをやっていただきたい。乳房の触診など自己点検の手法に関しても、もう少しPRLしていただけるとよい。

## (3) 事業内容と予算

### 1. 事業内容

#### (1) LDLコレステロール値に着目した受診勧奨(4年度から実施)

現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。

#### (2) 重症化予防対策の充実(6年度から実施)

被扶養者及び協会が事業者健診結果データを取得した者を対象として、高血圧等に係る未治療者に対する受診勧奨を実施。

#### (3) 支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施(6年度から実施)

喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業を実施。

#### (4) 健診・保健指導の充実・強化

##### ① 生活習慣病予防健診(一般健診)の自己負担の軽減(5年度から実施)

健診実施率の向上のため、現在38%の一般健診の自己負担について、総合健保組合の水準を参考に28%に軽減。併せて、健診実施率向上には事業主との協働が必要であり、関係団体と連携した受診勧奨等の取組をより積極的に実施。

※1 現在自己負担30%の生活習慣病予防健診の乳がん検診・子宮頸がん検診のほか、肝炎ウイルス検査についても、自己負担を28%に軽減。

##### ② 付加健診の対象年齢拡大及び自己負担の軽減(対象年齢拡大は6年度から、自己負担軽減は5年度から実施)

疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、現在50%の付加健診の自己負担について、28%に軽減するとともに、対象年齢を現行の「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」とする。

※2 なお、健診内容については、国の特定健康診査等基本指針の見直しの動向(令和4年度中に取りまとめ)を踏まえることとしている。

### 2. 予算

令和5年度の所要予算額 年間約220億円 (生活習慣病予防健診の自己負担軽減及び付加健診の自己負担軽減)

令和6年度の所要予算額 年間約250億円 (生活習慣病予防健診の自己負担軽減及び付加健診の自己負担軽減と対象年齢拡大)



## (4) 広報

### 3. 広報

- 更なる保健事業の広報の目的は、①加入者・事業主へ幅広く周知し、その理解を得ること、②自ら健康づくりに取り組む加入者・事業主を増やすこと。
- 令和5年1月から順次、様々な広報媒体で広報を展開する(LDLコレステロール値に着目した受診勧奨については、令和4年10月から先行して周知)。
- 方法としては、広報媒体ごとに明確な広報対象を設定し、効果的な広報を展開。また、わかりやすさの観点から、①全体像を周知する(認知を促す)広報と、②個別の取組を周知する(行動を促す)広報を行う。
- 支部におかれては、広報の実施に当たり、
  - ・ 例年実施している料率広報について着実に実施いただくとともに、広報内容や時期が重複する更なる保健事業の広報を上乗せで実施していく形となるので、計画的・効果的に実施いただきたい。
  - ・ 経済団体(都道府県商工会議所連合会、都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会)、都道府県、日本労働組合総連合会都道府県連合会、都道府県社会保険労務士会等に対して説明する場を設ける等、周知を図っていただきたい。特に、経済団体については、役員と直接面会する好機でもあるので、支部長が訪問し、会員事業所への周知の依頼をお願いしたい。
  - ・ 契約健診機関に対しては、負担額変更に伴うシステム改修等の対応が必要な場合を考慮し、健診機関説明会での周知に加え、契約健診機関へ個別に連絡するなど、迅速かつ確実に周知いただくようお願いしたい。

内容	主な広報媒体	広報対象	実施時期
全体像 個別	特設ページ	加入者、事業主	1月～
全体像	WEB広告	加入者、事業主	1月
	新聞広告(全国紙・地方紙)、メールマガジン配信	加入者、事業主	1月
	ポスター、チラシ	加入者、事業主	1月～3月
	関係団体を通じた広報	加入者、事業主	1月～3月
個別	料率広報	加入者、事業主	2月～3月
	健診パンフレット	事業主	3月

## (5) 更なる保健事業の充実広報及び保険料率広報に係るスケジュール

	2022 (令和4) 年度						2023(令和5)年度						2024 年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	… 8月	… 12月	1月	2月	3月	4月
	LDL						健診自己負担軽減						付加健診対象拡大
特設ページ	特設ページ公開												
WEB広告				WEB広告									
新聞広告 メルマガ				● 全国紙、地方紙 (本部) メルマガ (支部)									
納入告知書				●									
関係団体を通じた広報	● 依頼 (本部、支部)			記事掲載 (支部)			● 依頼 (本部、支部)		記事掲載 (支部)				
GE、医療費通知							● GE		医療費 ●				
LP					LP公開						LP公開		
WEB広告					WEB広告						WEB広告		
納入告知書 (料額表)					●						●		
新聞広告 メルマガ				● 全国紙 (本部) メルマガ (支部)	● 地方紙 (支部)				● 全国紙 (本部) メルマガ (支部)	● 地方紙 (支部)			
関係団体を通じた広報				● 依頼 (本部、支部)	● 記事掲載 (支部)				● 依頼 (本部、支部)	● 記事掲載 (支部)			
納入告知書	●											●	
健診パンフ							●					●	
その他							様々なタイミングで周知 (納入告知書、各種セミナー案内時など) (支部)						6